

那覇市公報

第 1 6 8 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○市道の路線認定に関する告示（道路管理課）…………… 1580

○平成 28 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
（市街地整備課）…………… 1582

◇ 公 告 ◇

○住民票の職権消除の公示について（ハイサイ市民課）…………… 1584

○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 1585

○保有個人情報目的外利用届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 1587

告 示

那覇市告示第 354 号

平成 29 年 1 月 6 日

掲 示 済

市道の路線認定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2377	久茂地松尾線	久茂地 2 丁目 14 番 1 松尾 2 丁目 96 番 3	

市道の路線認定位置図(参考図)



那覇市告示第 387 号

平成 29 年 2 月 1 日

平成 28 年 (2016 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 28 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 28 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 153, 227 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 712, 896 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		1, 801, 350	103, 100	1, 904, 450
	1 国庫補助金	1, 801, 350	103, 100	1, 904, 450
2 繰入金		329, 988	△10, 173	319, 815
	1 一般会計繰入金	329, 988	△10, 173	319, 815
4 市債		904, 800	60, 300	965, 100
	1 市債	904, 800	60, 300	965, 100
歳 入 合 計		3, 559, 669	153, 227	3, 712, 896

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 3,363,549	千円 153,100	千円 3,516,649
	1 都市再開発事業費	3,363,549	153,100	3,516,649
2 公債費		196,120	127	196,247
	1 公債費	196,120	127	196,247
歳 出 合 計		3,559,669	153,227	3,712,896

第 2 表 地方債補正

変更

単位：千円

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	904,800	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	965,100	補正前に同じ		

公 告

那覇市公告第 505 号

平成 29 年 1 月 18 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 507 号
平成 29 年 1 月 20 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年12月28日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民生活安全課			電話 098-862-9955
個人情報管理責任者	市民生活安全課長			
業 務 の 名 称	定期検査に代わる計量士による検査業務			
業 務 の 目 的	適正な計量を実施するため			
個人情報の対象者	那覇市内において代検査の業務を行おうとする計量士			
業務の開始年月日	平成25年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☐ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(変更があった場合)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要と認識していなかったため			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 508 号
平成 29 年 1 月 20 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 4 月 6 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 法制契約課 電話(098)869-8191			
個人情報管理責任者	法制契約課長			
業 務 の 名 称	那覇市公平委員会委員へ報酬等の支払業務			
業 務 の 目 的	地方公務員法第7条第2項に基づき設置された那覇市公平委員会の委員へ報酬等を支払う。			
個人情報の対象者	那覇市公平委員会委員			
業務の開始年月日	昭和47年5月15日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (口座情報)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(公平委員会委員就任時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 ()			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識していなかったため、届出が事後になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年 4 月 6 日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 法制契約課 電話(098)869-8191				
個人情報管理責任者	法制契約課長				
業 務 の 名 称	那覇市行政不服審査会委員へ報酬等の支払業務				
業 務 の 目 的	行政不服審査法第81条第4項に基づき設置された那覇市行政不服審査会委員へ報酬等を支払う。				
個人情報の対象者	那覇市行政不服審査会委員				
業務の開始年月日	平成28年 4 月 1 日				
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (口座情報)	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☒ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()	
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
個人情報の収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期 ☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(行政不服審査会委員就任時)					
本人への通知方法 ☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 ()					
個人情報の記録形態 ☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()					
備 考					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成 29年 1 月 4 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 地域保健課	目的外利用部課 又は提供先	那覇保護観察所
業 務 の 名 称	心神喪失者等医療観察法第22条に関する照会		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 平成 29年 1月 4日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	提供内容：那覇市保健所への相談経過概要		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理	那覇保護観察所より、心神喪失者等医療観察法第38条及び第22条に関連して、那覇市保健所での相談経過の報告依頼を受けたため		
届 出 担 当 部 課	那覇市保健所 地域保健課 電話 098-853-7962		